

# チェックリスト(必要書類等一覧)

欄にチェックをいれて、提出してください。

## 【交付申請時】

審査用  
申請者  
チェック欄

- チェックリスト(この書類)**
- 防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金交付申請書(第1号様式)**  
・「消費税(および地方消費税)」は当事業の助成対象となりません。
- 申請者の住民票(世帯全員、続柄の記載のあるもの)**  
・市民課窓口(市役所4号館1階市民課)又は各出張所でお取りできます。  
※申請には本人確認書類が必要です。
- 申請者の「滞納のないことの証明書」**  
・課税課窓口(市役所4号館2階課税課諸税係)又は各出張所でお取りできます。  
※申請には本人確認書類が必要です。  
※「納税証明書」の標記で発行されますのでご注意ください。  
「市税について滞納はありません。」と記載があれば申請に使用できます。
- 最新の「固定資産税・都市計画税課税資産明細」(コピー)**  
・紛失した場合は、「名寄帳兼課税台帳」(市役所課税課諸税係(4号館2階)または各出張所で発行しています)のコピーを提出してください。※申請には本人確認書類が必要です。  
・建物を購入した直後などで、固定資産税が賦課されていない場合は、権利証のコピーまたは登記事項証明書・謄本(建物)のコピーを添付してください。
- 工事の見積書(コピー)**  
・見積書に、施工業者の印があることを確認してください。  
・「消費税(および地方消費税)」は当事業の助成対象となりません。  
・見積額が「税込」か「税抜」かを明示してください。  
・対象外工事や本市の他の助成等を受ける工事を含む場合は、その旨明記してください。
- 工事前の現場写真**  
・複数の箇所を工事する場合は、それぞれの工事箇所を撮影してください。  
・工事前後の違いが写真でわかりにくいものは、工事完了後に、作業中の写真を添付してください。  
・台紙が足りない場合は、コピーして使用してください。  
・屋根の工事など、施工前写真を自分で撮ることができない場合は、着工の直前に業者に撮影してもらい、工事完了後に施工後写真と一緒に提出しても構いません。  
・壁や床等の内部の工事等の場合は、事前に市商工振興課へお問い合わせください。
- カタログや性能がわかるもの(写しやコピーでも可)**  
・補強工事や剛性を高める工事を除き、素材や工法等、概要が分かる資料を添付してください。

申請者と建物所有者が異なる場合に必要なもの

- 建物所有者の「滞納のないことの証明書」**  
・取得場所:市役所4号館2階課税課 ※申請には本人確認書類が必要です。
- 申請者と建物所有者の続柄を証明する書類(戸籍謄本のコピー)**  
※ 住民票などで、続柄がわかる場合は不要です。

## 【その他】

工事内容等に変更があった場合は、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業(変更・廃止)申請書(第3号様式)を市商工振興課に提出する必要があります。  
必ず、事前に市商工振興課にご相談ください。